



環廃産発第 1412042 号

認 定 証

COPY

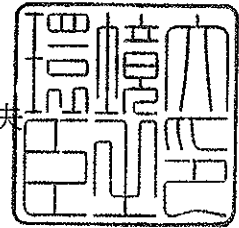
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部 60 番地 1
エコシステム小坂株式会社

代表取締役 小笠原 滋

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者であることを証する。

平成 26 年 12 月 4 日

環境大臣 望 月 義 夫



記

1. 認定の年月日 平成 26 年 12 月 4 日
2. 認定番号 平成 26 年第 10 号
3. 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。）第 2 条の 4 第 5 号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
 - (1) 電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
 - (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）



COPY

- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- ロ 法施行令第2条の4第5号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの
 - (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったもの又はイ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
 - (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (4) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの。（(1)に掲げるものを除く。）

4. 無害化处理の方法

焼却（流動床式焼却炉）

5. 無害化处理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

6. 無害化处理の用に供する施設の設置の場所

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢89番4、89番5、89番7、89番13、89番17、91番1、91番3、91番4、96番33、96番34及び96番35

7. 無害化处理の用に供する施設の処理能力

ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物 11.52 t/日

8. 収集又は運搬の有無

有 ・ (無)



COPY

9. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ
積替え又は保管は行わない。

以上